

グロステストからヘンリ 3 世宛書簡

— 司牧と国政 —

朝 治 啓 三

The Letters from Grosseteste to Henry III: Pastoral Care and Royal Rule

ASAJI Keizo

After the Gregorian Reformation at the end of the 11th century, the argument concerning the boundary between secular and ecclesiastical authorities arose in various parts of Western Europe. Additionally, the significance of the coronation ceremonies of emperors and kings with anointing oil by bishops was disputed. To elucidate the relationship between ecclesiastical authority and secular powers in the first half of the 13th century in England, we analyze the letters from Robert Grosseteste, Bishop of Lincoln (pontificate 1235–1253) to Henry III of Anjou (reigned 1216–1272), King of England, in which the bishop's authority over the King's governmental power was verbalized.

The edited and published collection contains 132 letters, six of which are addressed to Henry III. To complement the issues addressed to Henry III in the letters, we also refer to the letters to Queen Eleanor and the king's officials, William Raleigh, Hugh de Pattishall, Martin Belet, and Richard Lexington. Among the issues addressed, the following topics will be clarified in this paper: the legitimation of postmarriage babies, the question of the boundaries of ecclesiastical jurisdiction, the hierarchical relationship between the sacred and secular supremacy over the significance of anointing the king, taxation of the clergy, and the advowson dispute between the sacred and secular authorities over the right to present a clergy to parish churches.

In letter 125 addressed to Henry, Grosseteste not only asked the King to comply with the Catholic theology but also offered to correct bishop's own script. In

addition, based on the exchange between Grosseteste and Henry at the Great Council of 1253, in which Henry asked Grosseteste to state his *gravamina* and promised to fulfill each item of it, this paper concludes that the bishop and the king were on friendly terms concerning the above mentioned dispute.

Grosseteste, as a priest who transmitted God's teachings to the secular congregations and pastored them, insisted that the secular authorities should recognize his role of maintaining and protecting the faith. In response, Henry III recognized that he was a Christian king and promised to observe the sacraments and perform rites for the veneration of saints as well as to accept the clergy's claims and protect their social existence. He sought to govern the inhabitants within the limits of his secular jurisdiction and to protect the institutions of the church to preserve the Catholic faith according to common law. While playing different roles, the Holy See and the seculars sought to cooperate and fulfill their duty of maintaining the peace.

The Catholic faith was effective as a common denominator among the laity performing secular peacekeeping functions in Western Europe during the pontificate of Pope Innocent III. The relationship between the pastoral care of Grosseteste and Henry III's royal rule demonstrated this state of affairs.

キーワード：ロバート・グロステスト (Robert Grosseteste)、ヘンリ 3 世 (King Henry III)、婚姻準正 (Legitimation)、聖俗権威関係 (relation between lay and ecclesiastical authorities)、塗油 (anointment of the king by bishops)

はじめに

11世紀末のグレゴリウス改革以後、西欧各地において世俗権力と聖界権威との間で管轄分野の境界線をめぐる問題が生じ、また塗油による皇帝や国王の戴冠儀式の意義をめぐって、どちらが上位かの論争が繰り広げられた。12世紀以後世俗法学の出現とその発展によって、世俗権力が独自に現世を支配する状況を正当化する国制観も登場した。教会法学も12世紀の前半以来発展し、教令集が文書化され、ローマ法学の研究も進んで、カトリック信仰のもとに聖俗世界を位置づける教説が打ち立てられた。

地域的にも時間的にも広範囲に及ぶテーマを短く述べることは不可能なので、ここではイングランド13世紀前半における、聖界の権威と世俗権力との関係を解明するために、リンカン司教ロバート・グロステスト（在位1235-53年）が、アンジュー家のイングランド国王ヘンリ 3 世（在位1216-72年）に宛てた書簡を史料として、そこに読み取れる司牧と世俗国政との関係の解明を目指す。1240年カンタベリ大司教エドマンドの死後、ボニフェイスがサヴォワから来英して着任する1245年までの間、空席の大司教位に代わって南部イングランド聖職者の代表と

してグロステストが果たした役割の大きさと、1236年のいわゆる「マートン法」制定をめぐる聖俗間の論争や、1244年のいわゆる「ペイパー・コンスティテューション」を視野に入れば、両者の間の論争の論点を書簡に読み取ることに意義があろう。

本稿では書簡で扱われている論点のうち、婚姻準正、聖俗裁判権の管轄境界線問題、国王への塗油の意義をめぐる聖界俗界の上下関係、聖職者への課税、聖職推挙権をめぐる聖俗間の論争などが、解明の対象となる。13世紀前半西欧世界における司牧と世俗権力との関係を歴史学の視点で解明する。

1 ヘンリ宛書簡の内容と論点

刊行されているグロステストの書簡は、司教自身が1246年以後のある時点で選び出してテーマごとに分類しておいたものが、司教の死後まもなく弟子たちによって編纂されたと、19世紀に手稿を編纂したルアード Luard は想定している¹⁾。最近刊行されたマンテロ Mantello とゴアリング Goering 編纂の書簡集に収められている書簡は132通で、そのうちヘンリ宛は6通である²⁾。そこで扱われた論点を解明するために、これら以外に、王妃エレアノール、王役人のウィリアム・ローリ、ヒュー・ド・パティシャル、バレット、レキシントン宛の書簡をも適宜参照する。さらに大司教エドモンド宛ではあるが、国王から司教宛の令状が引用されている書簡72*をも参照する。

グロステストのヘンリ宛書簡の冒頭には、宛名として「ノルマンディ公、アキテーヌ公、アンジュー伯、イングランド国王…であるヘンリ」と書かれているので、ここではグロステスト個人から個人としてのヘンリに宛てた書簡としてではなく、聖界の高位聖職者である司教が王国統治権者としてのヘンリに宛てた書簡として、読み解くことにする。王権の担い手の一部を構成する王族や、王権を行使する王の家政役人宛の書簡も対象とする。史料とした書簡集には王族のうち含まれているのは王妃のみであり、王弟や王子宛の書簡は含まれていない。

グロステストからヘンリ宛書簡の内容を簡潔に紹介する。内容解釈の客観性を重視して、書簡集編者による内容紹介をまず掲げる³⁾。

書簡29. 十字軍戦士は教皇から人身保護を受けているので、そして教皇はまた（カトリック）

1) Luard, H.R., *Roberti Grosseteste quorundam episcopi Lincolniensis Epistolae*, Rolls Series, 25, London, 1861, (以下 *Epistolae*) preface, xcii-xciv.

2) Mantello, F.A.C. and Goering, J., *The Letters of Robert Grosseteste, Bishop of Lincoln*, (以下 *Letters*) Toronto, 2010.

3) Mantello, and Goering, *Letters*, pp. 466-67.

教会の高位聖職者たちによって、戦士たちが保護され正当な取り扱いを受けられるよう命じたので、グロステストがヘンリに対して、十字軍戦士であるリチャード・シウォード Richard Siward は、もし彼が神に仕える者として奉仕するには値しないという事例を一度でも示したのであれば、王の牢獄から釈放されるべきであると願っている。

書簡101. グロステストはヘンリから司教の健康を気遣う書簡を受け取ったことに感謝し、次いで、国王からの対面要請を、健康がすぐれないことと、司教としての諸義務の多忙故に断るが、王との真の友好関係を保っていると付け加えている。

書簡102. ヘンリは先に、バードニー大修道院の資産管理係のウィリアム・コムプトンに命じて、廃位された旧院長ウォルタとその一味を、反対者を抑えて、復位させるよう命じた書簡を送っていたが、これは教会裁治権に対する侵害行為であるので、撤回するよう、グロステストが要請した。

書簡119. ヘンリは教皇の同意を得て聖職者からタリッジ（課税）を評価徴収しようとしていたが、グロステストが、教皇と教会への俗権の従属の趣旨からすれば、王の信仰上の親である教皇と教会が大きな苦難の時に被害を受けているのであるから、課税行為に厳しく反対するということをヘンリに注意喚起したことに、ヘンリが驚いたというので、それへの返事を書いた。グロステストは、国王は義務を負う息子として、教皇と教会に敵対するのではなく、それに敵対するあらゆる助言を無視することを勧めるよう、ヘンリに強く迫った。

書簡124. ヘンリがグロステストに、聖界の権威と国王権力、それらが相互協力であるとみなして、その一環として、両者の関係、および塗油された国王とそうでない国王との関係、それらについて説明するよう求めていた件で、グロステストは、塗油された王には聖霊の7つの天賦の贈与として特別の権力と権威が授けられていると回答した。付け加えて、国王の森林裁判官であるロバート・パセルヴェ Robert Passelewe を、ノーサンプトンの聖ペテロ教会の司牧職へと叙任することを、司教としては拒否することが正当と主張した。

書簡125. グロステストが書簡で述べていた、国王の命令に反対する文章について、国王が立腹しているということを知ったので、王の慈悲を請い、赦しを請うと訴えている。グロステスト自身は「国王を怒らせるつもりは全くなく、国王の命令への自分の回答として書いた内容に、何か間違いとか不適切とかという点は見いだせない」が、書き手としての技術不足を認める。次に面会し会話するとき間違いと思われる箇所を訂正し、両者の間の違いを解決すると提案している。

編者の要約では、書簡で扱われているグロステストの主張の論点は絞られてはいない。ここでは、書簡の中でグロステストが世俗統治権者に改善を要求している諸論点を、彼のカトリッ

ク神学に基づく世界観をもとに指摘しよう。

書簡29 (1236年) では、国王がリチャードを投獄した理由は、土地の占有侵奪である。「死者の埋葬用にあてがわれ聖別されていた土地を (リチャードが) 処分したり *disponere*、占有 *occupare* したり、聖職禄専有する *invadere* ことが、国王裁判権からみて合法ではないというなら、…世俗権力者が、十字を取って戦う者を投獄することは、合法と言えるのか」の箇所は、グロステストの神学的世界観に拠れば次のように解し得る。十字軍戦士への俗権による保護は、教皇の命令であり、カトリック信徒すべてに適用される精神的心構えである。一方土地占有侵奪規定違反はイングランド王国の規定であり、世俗権力が管轄し得る。その土地は、死者の埋葬用にあてがわれ聖別されていた土地であり、国王裁判権の及ばない土地であるから、その土地を占有侵奪したとして俗権がリチャードを投獄することは、教皇の命令、ひいては教会裁治権の侵害に当たるとというのがグロステストの主張とみなすべきであろう。「聖職禄専有 *appropriation*」の承認は司教に権限があるが⁴⁾、その聖職禄に指定された土地の、十字軍士である騎士による占有を、国王が合法でないとして取り締まることをグロステストが批判していることから見て、国王は教会裁治権総てを無視しているのではないが、その適用範囲、或いは教会裁治権と国王裁判権との管轄領域の決定を自己の判断で決めていると、グロステストが解していたと読める。(下線部筆者、以下同) そして「ソロモンの言葉に拠れば、慈悲と真実が国王の守護役であり、慈悲によって彼の王位は強化される。Prv. 20: 28; 19: 12」という聖書の一部を引用し、「王の寛大さ *hilaritas, cheerfulness* は、かの騎士の速やかな釈放において純化され、その結果、王の寛大さは十字に架けられた主の名誉となり、教会特権の拡大につながる」⁵⁾ と結んでいることから見て、国王裁判権拡大の自重を求めている。この書簡の後、当の騎士リチャードは大司教の働きかけで釈放され、国王のハウスホールドの一員となった⁶⁾。つまり司教は国王と協働した。

書簡101 (1243年) では表面的には、ヘンリの面会の求めに対して、グロステストが病氣故

4) 拙稿「13世紀イングランドにおける司教による修道院巡察」『関西大学文学論集』72-4、2023年、1-28頁、特に2-5頁。

5) Luard, *Roberti Grosseteste quorundam episcopi Lincomiensis Epistolae*, p. 115; Mantello & Goering, *Letters*, p. 142.

6) Powicke, F.M., *King Henry III and the Lord Edward*, Oxford, 1946, pp. 128-9, 141, n4; *Annales Monastici*, iii, Rolls Series, p. 144; Carpenter, D., *Henry III, 1216-1258*, Yale UP, 2020, pp. 150, 156. Siward は1233~34年のいわゆるマーシャルの乱で、反乱者側に荷担した人物であり、1234年4月のグロスタでの大会議に出席し、聖俗諸侯が国王ヘンリによる法外化宣言を無効と判決した。Carpenter, *op. cit.*, p. 156. グロステストが Siward を支持する書簡をヘンリ宛に送ったことは、十字軍士を支持するというだけの理由ではなかったとみなせる。

に出かけられないと詫びながらも、要求を拒否するということが主題であるかのように見えるが、この書簡においても、教権（教会の権威）と俗権（世俗権力）との関係が司教の立場から説明されていることを見逃すべきではない。「(司教から国王への) 真の愛は喜ばせるためではなく、奉仕するためにある」、これは「上位者への尊敬の法 *legem superiori debitaе venerationis* とも順応している」が、司教区業務の多忙故に出仕することを先に延ばさざるを得ない、と言いつつ諷している。グロステストはヘンリがこの理由付けに反対しないであろうと見做していることは次の文言から読み取れる。「教会業務の多忙さを考えれば、それを先延ばしには出来ず、国王もそれが妨害されるのを望まないであります」、「神の援けがあれば、もうすぐでしょう」と述べている。王国の統治という世俗権力の任務に照らしても、司教領の行政を直臣としての司教の手腕に依存しているという現実を聖俗ともに認識しているとグロステストは前提して、この書簡を書いている。

その前提に立って、グロステストは、聖俗の協働を訴える。自分は「陛下の永遠の福利についても真の関心を持ち、名誉だけでなく不名誉についても、栄光のためだけでなく反栄光の際にも 2Cor.11: 17、それを確保するために協働したい *collaborare*。…陛下の救済のために、陛下の不幸を陛下と共有することで協働したい⁷⁾」と結んでいる。書簡29に述べられている「教会特権」を、世俗の「特権」と同じ平面上の「特権」(=王権の介入を拒否し得る領域)とみなす見解もあり得るが、それでは聖俗の様々な「特権」は相互に競争し敵対せざるを得ない。ここでグロステストが述べているのは、教会が世俗権力を上回る特別な権威を持つことを、世俗権力が認めて保護し、教会はそれに応じて、俗権の保護を図るという主旨で「協働」という言葉を用いるという意思であろう。

この書簡の冒頭部分からは、司教からの出仕不可能の回答に対して、国王が司教を叱責したり、非礼を咎めたりはせず、司教宛に「陛下と王妃とご家族の健康の知らせを届け」、さらに「陛下が私の健康にも関心を寄せて下さった」ことにグロステストが感謝していることが読み取れる。国王と司教とは、「陛下の永遠の福利」のために協働するべきであると相互に認識しており、司教は現世の権力者の永続性を否定したり、批判するのではなく、その存在を前提に両者の協力関係を築くべきであると、書簡で国王に伝えていた。

書簡102 (1243年) ではグロステストが解任したバードニー Bardney 修道院長を復位させるよう、国王が役人を送り込んだことへの抗議が、聖書を引用しつつ強い調子で述べられている。グロステストの修道院巡察では、世俗化した生活を送る修道院長が解任されるという事例が初

7) Luard, *Epistolae*, pp. 306-308; Mantello & Goering, *Letters*, pp. 324-25.

年度だけでも11例も見られる。バードニー修道院はヘンリ2世から寄進を受けて設立され、司教巡察からの免属特権を主張していたが、司牧を重視し教区民へのカトリック信仰の浸透を重視するグロステストは厳しく巡察し、院長Walterを解任した。推挙権者でもある国王は、その解任された院長を復位させるため、自己の家政員William of Comptonを修道院管理人Custodianとして送りこんだ⁸⁾。これに対してグロステストは「このような先例は陛下の主権から可能な限り取り除かれるべきです」、「陛下の書簡が上記のような種類のことを命じる内容を密かにでも含んでいるなら、陛下がそれを撤回されるようにお願いします」と書いて、司教がとった院長解任の措置を国王が覆さないようにと伝えた。

世俗権力者が推挙権を持つ修道院へ、院長候補者を推薦し、修道士会が選挙してその人物を院長としての確であると判断した場合、聖職叙任権を持つ司教が、その人物を院長として叙任するというのがカノン法の手続きであり、1215年の第4回ラテラン公会議決議によって司教の叙任権が再度確認された。グロステストの修道院巡察は教皇イノセント3世に始まるカトリック信仰の信徒全体への浸透政策を受けて、1222年のオクスフォードでのイングランド教会会議でも確認された政策であった⁹⁾。世俗の推挙権者が自己の都合のよい人物（家族の一員や家政役人など）を推挙させようとすることは、頻繁に起きていたから、グロステストは司牧能力の有無という基準を、世俗権力者の都合に優先させたと言える。

今回の事件の場合、解任された院長だけでなく、「前院長と彼を支持する修道士7人のために、彼らが望むもの全てを惜しみなく、その敵対者たちよりも良く宛がわれるように、またその前院長が同修道院に望むときには自由に立ち入ることが出来るように、仮令それが国王の良心に発するなど、信じられないような場合でも、配慮するようにと命じたそうですね」と、グロステストは内部事情を把握したうえで、国王に命令撤回を迫った¹⁰⁾。解任された院長と彼を支持する修道士たちの修道院戒律に反する行為は、ヘンリが「その敵対者」と呼んだ内部の修道士たちによって非難され、グロステストはその非難の言葉を踏まえて巡察し院長を処分した。グロステストが特に問題視したのは、「国王の良心に発する場合」というように、世俗権力者が、司教の叙任権を無視して、意のままに修道士の生活の在り方を命じたという点である。

さらに続けてグロステストは、ヘンリの世俗権力者、すなわち国王としてのあるべき姿を、キリスト教国王としての倫理観をもとに説く。「国王の王権は正しい支配 *rectum regimen* を意

8) Stevenson, F.S., *Robert Grosseteste*, p. 160; *Calendar of Close Rolls*, 1243-47, p. 131; 1243年10月29日。

9) これについては上記拙稿参照。「13世紀イングランドにおける司教による修道院巡察」

10) これについてはマシュー・パリスが詳しく伝えている。*Chroni. Majora*, iv, pp. 257-8; Stevenson, *op. cit.*, pp. 155-60.

味する言葉に由来する Isidore, *Etymologiae*, 9.3.4]、「(天の) 父に反抗する息子を可愛がることは命令に服従しないことであり不服従である」、「精神上の父に負っている服従義務についての違反は、一層激しく処罰されるべきだからである」と。

そして、世俗権力者は神の代理人としての教皇と教会に服従すべきであると説く。「教会以外の権力が、その地位の高低は問わず、自身の権威に基づいて、聖職者が入場を禁じた者を誰であれ主の家へと入場させることが、正当にであれ非合法にであれ、実際可能なのであろうか」と述べた。教会の高位聖職者である司教が行った解任手続きを、世俗権力者である国王が無視した場合、その命令は、撤回されるようにと伝えているのである。司教の叙任権に関して、世俗権力は教会に下属するべきであると説いている。

書簡119 (1245~46年頃) は国王が教皇から許されて聖職者に十分の一税を課そうとした際に、グロステストがイングランド司教の会議決議を受けて¹¹⁾、ヘンリに反対の声明を送るという内容である。「私 (グロステスト) が教皇陛下の援助を受けて¹²⁾、聖職者や修道士から (陛下の課税案とは無関係に) 独自に、タリッジを課税評価し徴収すると提案したことに、陛下が少なからず驚き混乱させられたと、…私宛に書簡を寄せられました¹³⁾。」グロステストは、世俗権力者が聖職者に課税することをラテラン・カノンに違反するものとみなし、しかし聖職者は十字軍への献金としてはすすんで行いたいので、独自に聖職者から評価徴収し十字軍士に献金すると、ヘンリ宛に書簡を書いた。ヘンリは自己の課税案が阻止されたとみなして、反対案の主唱者とみなされたグロステスト宛に、遺憾の意を伝えたので、司教はそれに反論しているのである。十字軍士へ献金する理由は、「われわれの精神上の父と母から…我々は名誉、従属、尊敬、困難、流罪などの場面に直面した際や、…苦しみの場合などに、あらゆる援助を受けており、その精神的父母が聖地を奪われ、自身を支える手段を失っていると見做せるときなので」と説明されている¹⁴⁾。

グロステストの論理では、この危機的状況に聖職者のみならず国王も精神的父母を救うべく行動しなければならぬと、国王の義務を論じ始め、「父や母を名誉づけようと望む子供たちを制御しまた邪魔しないようにするために、寧ろ両親の目的を成し遂げるという点に至るまで、

11) 「私が一人で、すなわち自己の権威で、或いは自身によって行動しているのではなく、私の同僚たちである司教たちが同じ行動をとっており」*Letters*, pp. 358-59; Stevenson, *op. cit.*, pp. 219-222.

12) *Letters*, p. 359. 「教皇陛下は私を含めて司教たちがそれ (評価と徴収) を強制し得る権威をお持ちです」

13) ヘンリの十字軍課税を教皇が許可した件とそれに反対する司教たちの意見については、*Councils and Synods*, ed. Cheney, Ch. and Powicke, F.M., II, Part 1, Oxford, 1964, (以下 C&S) pp. 388-401; Stevenson, *op. cit.*, p. 241-4.

14) 1244年に都市エルサレムがイスラム勢力により陥落させられた。

子供たちを褒め援助し勇気づけるために、国王の位の基礎となる慈悲によって促進されているべきである」と説いて、キリスト教国王としての務めを果たすよう主張している。同時に、「陛下がこの件に関して別のことを助言する誰かが国王の名誉を考慮しないよう、(慮る)可能性を…知るべきである」と述べて、国王自身を必ずしも課税提案者とはみなさないという配慮をしている¹⁵⁾。

俗人権力者による聖職者課税を拒否する理由はラテラン・カノンであり、十字軍課税反対を表面に掲げつつも、イングランド教会をイノセント3世の教会改革の趣旨に沿って改革し、結果的に西欧世界のカトリック信仰の共同体として平和を実現するという、グロステストの聖界と俗界の位置づけ方が、この書簡から読み取れる¹⁶⁾。

書簡124 (1246年) は長い書簡で、大きく分けるとそこで3種のテーマが論じられている。一つは司教の権威と国王の権力との関係、二つ目は国王家政役人のロバート・パセルヴェを教区教会の司牧職へ叙任するようグロステストへ書簡を送ったことに関する回答、三つ目は聖職者による国王への塗油が持つ意味である。

最も具体的な第2のテーマから紹介する。「陛下が一般的事項として私宛に、陛下のクラークの一人を教会の聖職へと叙任するようにとお書きになったこと…について、次のように申し上げます。」「私はロバート・パセルヴェ氏に次のように告げました。『陛下がノーサンプトンの聖ピーター教会へ叙任されるようにと推挙されていましたが、森林裁判官として裁判官職を果たしてきた人物に、魂の救済職を受けるつもりはありません』と。彼を聖職に叙任するならば、神の法やカノン法の規定に反することになり、従って私の聖別の時に為した約束に違反することになります。』¹⁷⁾ パセルヴェは既に複数の聖職禄を帯びており (リュイスの大助祭職、1244年。チチェスタ司教へ選任 (1244年) されたが、同年選出は無効とされていた)、結果的には1245年にカンタベリー大司教位に就いたボニフェイスによって彼の叙任は拒否された。ヘンリが推挙権を使って自己の家政役人に聖職禄をあてがったり、聖職へ就任させようとしていたという事実の一例であると同時に、グロステストがカノン法をたてに、世俗権力の推挙権乱用による司教の叙任権への侵害を拒否していたという事例でもある。

15) *Letters*, p. 359.

16) この書簡のすぐ後に、イングランド世俗諸侯たちはヘンリの十字軍課税に反対して国制改革計画を立てて、ヘンリに提出した。Carpenter, Henry III, 1207-1258, pp. 441-463.

17) *Letters*, pp. 367-68; Passelewe, Robert (d.1251) については *Oxford Dic. of National Biography (ODNB hereafter)* を参照。実施には、パセルヴェはこの教会の聖職を得なかった。*Letters*, p. 374, n6. なおグロステスト書簡126にも彼の叙任に反対する趣旨の文章が見られる。

一つ目のテーマに戻る。形式上は国王から司教への命令に対する司教の回答である。内容は国王権が聖職者の権威を妨げてはならないというのが聖書の教えであるというもので、上記の第2のテーマについてのグロステストの回答の背景を為す原理の呈示である。この原理はグロステストだけが認識していたのではなく、ヘンリも分かっていたことがこの書簡に書かれている。「陛下が私宛にお書きになった書簡において示唆されているように、人類の統治は二つの基礎を持っています。すなわち司牧者性 priesthood (導き) と国王権です。前者は永遠の平和の達成に向かっての人類の統治のあらゆる活動を指導・監督します。後者は現世の世俗的平和を達成することに向かいます。…聖職者の司牧と国王の権力行使とは、陛下の書簡に書かれているように、相互に助け合います。その結果、一方が他方を邪魔することは無く、従ってそれぞれが相手方の機能や義務を促進するのであり、邪魔したり遅らせたりしません。…司牧者が神の子羊に対して神の言葉というパンを取り計らうことによって永遠の救済へとたゆまず働く仕事…は『世俗の事柄に巻き込まれている人には不可能』 2Tm2: 4なのです。』この原理を理解した上で、「私は貧しき能力の全てを動員して、『二つの能力によってなされるべき全てがきちんと為される』 1Cor14: 40よう期待します。」俗権と教会とがそれぞれの能力を使って、人類の救済を為すべきというカトリック信仰の原理が説明されている。グロステストは付け加えて、「私は陛下に対して…統治権者と聖職者性との間の不和を引き起こそうと目論んでいるのではありません」と、この書状を書くに至る原因が、王からの命令にあることを指摘している。両権の対立ではなく協働をとヘンリに呼び掛けている。

聖権と俗権が担当する役割の違いについてグロステストは次のように述べている。俗権については、「軍事的な事柄は武装者の関心事であり、王国の福利に関する事柄における過剰や不足を押し付け、或いはそれを改革することは、王国において然るべく訓練された能力を持つ俗人の関心事であります。」「王は秀でており、…まず自らを抑制し、次に彼の統治に服する人が不法なことを為すのを抑制します。さらに敬虔さの贈り物・才能によって、未亡人、孤児、抑圧されている人々を守り、助け、援助されるように計らうのです。また知識の才能がその王に、王国を正常に統治するための法律を決めさせ、自分が決めた法律を遵守させ、それらが守られているか監視させ、命令されたことが誤って用いられている場合にはそれを改めさせます。…王国の安全のためには王は死を恐れないでしょう」と。これに対して、聖権は「永遠の平和の達成に向かっての人類の統治のあらゆる活動を指導・監督する」役割を果たすとみなされ、聖俗両権は水平的にではなく上下関係にあるものと、この書簡では把握されている¹⁸⁾。

18) *Letters*, pp. 366, 368-9.

三つ目のテーマは、聖職者による世俗権力者への塗油が神聖な意味を持つことについての、ヘンリとグロステストの理解の違いに関する回答である。ヘンリが司教宛書簡で「塗油の秘蹟は王の権威への付け加えを行うように見えるだけだ、何故なら塗油されていない国王がたくさんいるからだ」と述べたことに対して、グロステストは次のように回答する。国王には住民を統治する大きな特権が与えられているが、王がその任務を果たすためには、まず「助言の贈り物によって飾られる必要がある」、「次に理解するという贈り物によって天使の命令が下され」、「最後に賢明さの贈り物によって王は神の明確な像を獲得できる。王はこれらの贈り物によって祝福されていなければならない、現世の秩序と天使のモデルに倣って、更には神の永遠の理性で書かれた永遠の法に合致して、…秩序を以て彼に従う王国を統治しなければならない。」「その結果塗油の秘蹟は国王の権威に、上記のように他の国王に比して、塗油された王という威厳を付け加える。塗油された王は統治の如何なる行為においても抜きんでていなければならない。」

塗油された王の世俗的統治権の神聖性を強調する一方で、「塗油に拠る特権は決して、国王の威厳を聖職者と同じ水準、或いはそれ以上に置くものではない」と釘を刺す。「12使徒の証言」を引用して、「天が地上より上位に位置付けられているように、神の聖職者職は地上の王権よりも上位に位置付けられている」Testaments of the twelve Patriarchs 21: 1-2と述べる。ユダヤ王 Uzziah が聖職者職の一つの小さな権能に干渉したとき、レプラに罹るといふ苦しみを与えられ、自分より上位にあるものを略奪しようとして、王権を失った」という例を挙げて、神の代理人としての聖職者による国王への塗油が持つ神聖性と、神の至上性への注目を喚起している¹⁹⁾。

このように書簡を通して国王と司教との関係を見ると、ヘンリが自らはキリスト教君主であると認識し、敬虔に振る舞っていると自覚しながら、実際には聖職者専有の宛行承認、聖職推挙権や叙任権、聖職者への課税権などにおいて、世俗統治権による司教の裁量範囲への侵犯を敢行していたことが分かる。ヘンリにとっては、聖俗両権は同一平面上にあり、両権の境界領域を世俗権側へ少しずらした程度の行動としての認識であったのかもしれない。グロステストはそれらを、神が定めた上下関係を無視した無謀な行動と捉えていた。「神を畏れるように」という言葉でこの書簡は閉じられている。

書簡125（1246年）では、グロステストが国王の命令に対して返答した書簡の文体について、自分の側に非礼があれば謝罪すると述べている。国王からの命令書、およびそれに対するグロ

19) 聖書外典、12使徒の証言をグロステストがギリシャ語からラテン語訳した。Letters, p. 369. なお次をも参照。Southern R.W., *Robert Grosseteste: The Growth of English Minds*, 1986, pp. 268-9, n43; Jonge, M., 'Robert Grosseteste and the testaments of the Twelve Patriarchs', *Journal of Medieval Theological Studies*, 42-1, 1991, 122. n29.

ステストの回答は残されていない。

先にヘンリ宛に送った書簡を注意深く読み直した結果、嘘とか、言わずもがなの内容とか、書くことを強制されたことなどは見いだせなかったが、「技術的な欠点のために、注意深く明確に言語学的な巧みさを以て書き表すという点では失敗した」ことを認め、事柄が重大であった場合には、教師の叱責を受けるべきであると、自らの失敗と技術不足を認め、ヘンリに謝罪している。と同時に、自分は「国王の威厳を攻撃する気持ち」は全くなく、「陛下の好意を得ようと最大の気持ちを持っている」と付け加えて「次にお会いする際に」、会話の中で、「陛下が間違いであると指摘される点を修正する積もり」であると詫び、慈悲を請うている。

この書簡が語るもう一つ重要なグロステストによる指摘は、「私は陛下の威厳を意識して愛し、忠誠誓約によって結び付けられている」、「陛下の名誉、徳、権力、そして威厳を私が誠実に希求し、…それらが…保持されるよう神に祈っている」という自覚をヘンリに伝えている点である。司教は高位聖職者として教皇の教令に従うと同時に、国王の直属封臣として封建主従契約義務を果たすべく義務づけられていることも意識していることを裏書きする。「次にお会いする際に」とは、具体的には1246年3月の封建大会議を指すであろうと、書簡集編者によって予想されているが、これは直属封臣としての参加を意味する。

ヘンリのグロステストに対する怒りについては、「陛下が全ての物事がその目的地として、神の名誉、魂の救済、そして教会の自由を想定し希求しておられ」、「卑しい私も主の好意によって同じ事柄を希求している」が故に、「温和な討論によって」両者が了解に達し、友好的合意ができることを望む、と結ばれている。神への信仰において両者は共通し、協働し得るというグロステストの認識を語っている。

ヘンリ宛書簡は以上の5通であるが、王族の一人である王妃エレアノール宛書簡も1通含まれているので、それもここで紹介する。上記のように、他の王族（王子、王弟）宛の書簡はこの書簡集には含まれていない。

書簡103（1243年ごろ）には、王妃に送る書簡の主たる目的が何であるのかは、明確には書かれてはいない。王妃から国王陛下を説得して、「司牧者、聖職者、そしてこのイングランド王国住民が悪夢にうなされているかのように、困らされている…困難の原因を取り除くように、王妃としての輝きを発揮」してもらいたいという漠然とした依頼が書かれているに過ぎない。王妃に依頼する理由は、聖書外典に「主の丘に登る太陽の如く、整えられたる家における良き妻は麗し」（ベン・シラの知恵26: 16）と書かれており、王妃の輝きと美、善、徳が、昇る太陽のそれらのように、「過ちの恐怖に対して、正しいことを提案することによって、司牧者の努めと王国とが全ての被造物によって望まれている鎮静さ享受するでしょうから」というもので

ある。

もしこの書簡一つだけであれば、内容を推測し得ないが、同時期にカンタベリ大司教ボニフェイスに宛てた書簡86において、グロステストはウィンチェスタ司教の後任選出に関して、ヘンリの意向に対抗するよう依頼しており、同じサヴォワ家の縁で繋がる大司教と王妃とに働きかけると述べていることから、この書簡103の依頼内容は、ヘンリが国王裁判官などを務めたウィリアム・ローリ William Raleigh をウィンチェスタ司教として選出させようとした問題であろうと、編者は推測している²⁰⁾。その推測は、書簡に「司牧者の務めによって望まれている平和」、「聖職者や司牧者が直面している前例のない新しい困難から解放していただきますように」などと書かれていることによって、補強される。ローリは既にノリッジ司教であったが、教皇イノセント4世は、ウィンチェスタ司教後任としての条件付きでの聖職禄宛行 postulation を命じる書簡をヘンリに1244年2月28日付で送っており、グロステストは俗人役職者が聖職に就くことを咎めてこれに反対していたものとみられる。しかしその後、同年9月10日にローリはウィンチェスタ司教の直属封臣としての封土をヘンリから宛がわれた²¹⁾。このことからこの書簡で、グロステストは王妃エレアノールに対して、王ヘンリに働きかけてローリのウィンチェスタ司教への推挙を取り下げさせるよう依頼したと見ることも可能である²²⁾。この書簡に国王と司教との論争点を見出そうとするなら、論点は推挙権と叙任権の問題であろう。

2 国王役人宛書簡の内容と論点

ヘンリ宛書簡の内容を検討した結果、グロステストがヘンリに抗議した際の論点は、十字軍を理由とした聖職者への課税、聖職推挙権と叙任権の対立、教会裁判権と国王裁判権の管轄の違い、司教巡察による修道院長解任などであることが判明した。このうち推挙権と叙任権の問題は、グロステストから国王役人宛書簡でもたびたび取り上げられている。そこで次に、本書簡集に含まれる書簡のうち、国王役人であるウィリアム・ローリ William Raleigh、ヒュー・ド・

20) *Letters*, pp. 291, n3, 328; Powicke, *King Henry III and the Lord Edward*, Oxford, pp. 270-73.

21) Fryde, E.B., & Greenway, G.W., ed., *Handbook of British Chronology*, 2nd ed., Oxford, 1986, p. 276.

22) Stevenson はグロステストから王妃への書簡の意味を、私とは異なる文脈で捉えている。Stevenson, *op. cit.*, pp. 212-215. そこでは、ウィンチェスタ司教としてグロステストがローリを推していたのに対して、国王ヘンリが異父兄弟の Aymer de Valence を選出させようとしてと工作したと解釈されている。しかし、Aymer が来英するのは1247年以後の事なので、スティヴンスンの想定には無理がある。しかも後述するように、グロステストはローリが聖職に就くこと自体に反対の意を示していた。ここでの論点は人物の聖職者資格というよりも、世俗権力者による推挙権の行使による教会裁判権への介入に対するグロステストの反対であろう。

パティシャル Hugh de Pattishall、マイケル・ベレット Michael Belet、ロバート・レキシントン Robert Lexington 宛の書簡を検討しよう。書簡が宛てられた国王政府高官はこれら4名のみである。

ローリ宛の書簡は3通収録されており、ここでは複数の課題が論じられている²³⁾。書簡17(1235年頃)では、W. de Granaという少年を、ローリが聖職禄を取得している教会の聖職へ司牧者として推挙してきたことに対して²⁴⁾、司教としてグロステストが、その少年の無教育を理由に叙任することを拒否し²⁵⁾、もしローリがこの件でローマ教皇庁へ上訴するなら、ローリに神罰が下るであろうと警告すると書かれている²⁶⁾。叙任しない代わりにその少年には、司教から10マルクをその少年が叙任される日まで与えることが付け加えられている。ローリはこの当時エクセタ司教座大聖堂の参事会のトレジャラーであったから、複数の聖職禄を保有していたことを窺わせる²⁷⁾。

この書簡ではローリが聖職禄を兼有していることについての咎めは書かれていない。聖職禄保有者であるローリが教区教会の司牧者(司祭)の推挙権を行使していることに対する非難も書かれてはいない。と同時に教区教会の司祭の司牧能力を、司教着任直後のグロステストが重視していたことを窺わせる。

書簡23(1235年頃)では、いわゆる「マートン法」の制定に反対するグロステストの主張が長文で述べられている²⁸⁾。1236年マートンで開催された封建大会議において、世俗諸侯たちが婚姻準正 legitimization(婚姻前に生まれた子であっても、その後両親が結婚すれば、正嫡と認められる制度)に関するイングランドの慣習を、婚姻準正を認めよという司教たちの要求に反対して、「変更することを欲せず」と答えた。これより先12世紀後半に、教皇アレクサンデル3世の

23) ローリ Raleigh はエクセタ大聖堂のトレジャラー、国王裁判所首席裁判官(1234以後)、1239年からノリッジ司教、1244年からウィンチェスタ司教であった。Letters, p. 95n.

24) Letters, p. 95. 「貴下の上訴において…その少年が推挙された教会を貴下が獲得している」

25) Letters, p. 95. 「余は愛すべき貴下から以下の手紙を受け取った。余は W. de Grana が司牧の任務を帯びるのを次の理由唯一つで認めてない。彼は未成年で十分な教育を受けておらず、まだ少年である。…この少年で彼を支持した者たちを破滅の宣告へと晒す。」

26) Letters, p. 96. 「貴下が上訴されるなら」、「貴下に対して W. de Grana が受け入れられないように願います。」

27) Bracton の事実上の著者といわれている William of Raleigh に関しては様々な研究書が公刊されている。ODNB も参照。この書簡が送られた当時は、国王裁判所の裁判官 court coram rege も務めていた。

28) 我が国ではマートン「法」と呼ばれているが、法律用語で「法」statute とはパラメントで制定される必要がある。イングランド史上最初にパラメントの用例が現れるのは1237年であり、「マートン法」は1236年の封建大会議で討議されたので、「法」と呼ぶべきではないであろう。カーペンターは Provisions of Merton と表記している。Carpenter, *op. cit.*, p.182.

教令が婚姻準正をはっきりと認めていた。一方同時期の世俗諸侯や国王は、世俗法廷では婚姻準正を認めずとの方針を確認していた。1234年10月の封建大会議で、両親の結婚前に出生（特別非嫡出）に関する異議申し立てがなされた場合には、出生が結婚の前か後かの実事認定を司教が担い、審問して結果を国王に報告するべしとの決議がなされた。これを司教に命じるための国王令状の草稿が司教たちに送られた²⁹⁾。1235年6月にリンカン司教となったグロステストはこの決定に激しく抗議し、同年10月21日の国王に召集されたあと、反論書をカンタベリ大司教エドモンドと国王裁判官のウィリアム・ローリ宛に送った³⁰⁾。他の司教たちも彼に同調して反対した³¹⁾。しかし翌年1236年の大会議で、1234年の決議が世俗諸侯によって確認された。本稿ではこのうちグロステストからローリに宛てられた書簡の内容を検討する。

書簡の冒頭で、ローリが聖職者でありながら、世俗職である国王裁判官として勤めていることについて、福音書の慈愛を信徒へ伝える者が、「多くの悪を為す権力を持つ」世俗の役職を帯びることによって、「貴下は訴訟において、多数に従って偏り、正義を曲げるような証言を行ってはならない、Ex. 23: 2」、「ただ公義 *juste quod justum est* のみを判決しなければならぬ Deut. 16: 20」という警告を伝えている。聖俗両方の役職に就いていることを批判はせず、その権力の行使方法や立場のわきまえ方に警告を与えている。

長い手紙の最初の主題は婚姻準正である。グロステストは結婚という教会の秘蹟が嫡出であることの根拠であり、出生時がその前か後かでは無いことを強く主張する。先の大会議における世俗諸侯の決議では、結婚前に生まれた子はその後両親が結婚しても、非嫡出子として相続権を奪われるが、それは悪意であり、不正な法である、自然法にも神の法にも反する。このことは教皇アレクサンダー3世のエクセタ司教バーソロミュー（1159-81）宛書簡（グレゴリウス9世教令集にも収録されている。X4.17.6）に、「結婚の拘束力は非常に大きく、結婚前の生まれた子供も、結婚が契約された時以後、嫡出とみなされる」と規定されており、それに従うべきであると。グロステストは聖書からの数多くの引用によってこの説を補強する。

29) 書簡集に含まれるカンタベリ大司教エドモンド宛書簡72*の末尾に、国王からの令状の例が複数載せられている。書簡72は二つあり、72は短く、72*は長大である。

30) 詳しくは下記を参照。 *Councils and Synods*, ii, pp. 198-99, 1234年大会議決定は *Ibid*, pp. 199-200. 国王令状書式については *Ibid.*, p. 200; *Close Rolls*, (*CR* hereafter) 1231-4, p. 598. *Brocton's Note Book*, ii, pp. 134, 137, no.1117. グロステストの国王への出頭を命じる令状については *CR*, 1234-7, pp. 201-02. グロステストの書簡については, Luard, *Epistolae*, p. 104, no. 26; pp. 76-97, Letter 23, and Letter 24. なおマートン法における諸侯の決定とグロステストの反対に関する議論については次を参照。直江真一「『我々はイングランド法を変更することを欲せず』 *Nolumus leges Anglie mutare*」『法学』54-3、1990、東北大学。この論文に対する書評には、深尾裕造『法制史研究』、41、1991年、361-64頁がある。

31) *C&S*, ii, p. 200.

次に書簡は、国王と世俗諸侯が封建大会議において決議し、いわゆる「法」として定めようとしていることに関して、神の法と人の作る法との優先順位についての議論へと移る。「法律的にはその子から相続財産を取り上げようとする者たちは、神の法、自然法を破ることになる、そして誰も如何なるクリスチャンも、神の法に反することは許されない」、「主の言葉はモーセを通して与えられ、それによれば、王権にとって自然で適法な言葉は、『法を与える者は不正な王権には関与しない』、『出生後の結婚によって正嫡とみなされる子供たちは、結婚後に生まれた子供と、唯一の秘蹟の同じ対等な拘束力によって適法化される』」。王の法が神の法に下屬することが主張されている。続いて世俗諸侯の法が、「自然法や神の法に優越することは無い、もし諸侯の法がそれらに反するなら、それに従う必要はない」として位置づけられ、更に「皇帝の法に従う人は大きな処罰を受けるであろう」、「神の審判に反している法は完全に廃棄されるべき」(Gratian, *Decretum*, C.11.q.3.c.97.) とまで述べる。

続いてグロステストは聖書を根拠にして、結婚の秘蹟が婚姻準正を認めている事例を数多く上げる。結婚という秘蹟なしでも、結婚する愛情があれば、正嫡化を可能とし得るとまで述べる。妊娠と出生の時間差にも触れて、出生の日付だけで嫡庶を決めることは論理矛盾であろうと推測している。またカノン法の規定を根拠に、聖職者でもある国王裁判官がカノン法規定に違反することは、トレスパス(侵害行為)であると断ずる。さらにローマ法の規定でも、イングランド古来の慣習でも、子供は結婚の秘蹟によって正嫡化されると判断している。

次に、聖書、カノン法、ローマ法、イングランドの慣習に基づいて、世俗権力者が決める法は、神の法に下屬するべきであるという前提に基づいて、次にグロステストは、いわゆるマートン法には、国王が司教に、出生の日付の認証のための審問を行わせようとする規定があることを批判する。実際に送られてきた令状を保管しているが、「世俗諸侯が何者かに命令する権力を持つと考え、そしてその命令を法として維持し、維持させようと考えて、自らを欺くことが無いようにさせよう」と警告し、「世俗世界の諸侯は教会から、神によって命じられた力と権威に基づいて全ての物を得ている」と述べて、神に従うことを勧める。

この議論をさらに発展させて、書簡ではいわゆる両剣論の議論に立ち入る。「聖書に拠れば、モーセは彼に託された人々を、二つの剣、法そして平和で統治した。Ex18: 19」、「彼の後継者ヨシュアは主の民を統治し、二つの剣を帯び、2種類の法を、聖俗の平和のための基礎として管理した」、「精神的刀は教会聖職者自身によって、そして物質的刀は教会聖職者によって、世俗諸侯の手を媒介として使われる。世俗諸侯はその刀を、教会聖職者の命令や教唆によって携行し、鞘に納めるよう義務付けられている。ペテロとその代理人は世俗諸侯の代行を通じて、世俗の平和を管理し増大する。世俗諸侯は神、教会の代理人であり、…神の法、教会法に反す

る如何なる権力も持たない」と。続けて、聖俗の位置づけについて、「教会の高位聖職者はその威厳を世俗諸侯からは何ら受けてはおらず、神から直接得ている」、「主イエス・キリストは、二つの剣の使用について、聖俗諸侯の区別を明らかに命じた。イエスは…天国にいる人々、地上の地獄にいる人々の審判者でもある。教会聖職者はその権力の行使が、場合によっては俗人の手に移され得ることを示した。世俗君主の法は神の法に譲るべきであり、教会の法に敵対してはならない」と、神の代理人としての聖職者の威厳を、世俗権力の上に置くという議論を展開する。

以上の自説をまとめる形で、最後に、「この世の諸侯や裁判官は神の法や教会の決定に逆らって法を制定し得ない」ので、ローリが、「これまで国王法廷で取り扱ってきたことは、永遠の王への侮辱であり障害に当たる」とし、いわゆるマートン法の成立に反対すべきであり、その行為が永遠の炎から世俗裁判官を救うと述べて、書簡を締め括る。

マートン法の成立に反対するというこの書簡の趣旨を、論理構造から見れば、教会を俗権の上位に位置付ける根拠を聖書に置き、世俗権力者は神の被造物であるという位置づけを読み取ることが出来、その世界観に立って、世俗の法が教会の秘蹟に当たる結婚を規制することは神に逆らう行為であるという論理であると言える³²⁾。

32) コモン・ロー法制史研究者は、聖俗の権威、権限の問題を、世俗法の範囲内で捉えており、扱うべき事件の内容が国王裁判権に属すのか、教会裁判権に属すのかという、境界線争いの問題として説明している。Helmholz, *Oxford History of the Laws of England*, vol. 1, Oxford, 2004, pp. 114-117, 175-177, 477、直江『法学』54-3、深尾『法制史研究』41。直江稿では次のように、世俗諸侯の法制観念ではグロステストの国制観を受け入れられないのは当然であるとの主張が述べられている。「グロステストはそのような法的前提を無視して、かたくなに教会法と世俗法の一致を主張しているからである。…マートンにおいて受け入れなかったのは当然のことである」(直江、p. 87)。「教会法と世俗法の一致を主張している」のか否かは書簡の読み手によって異なるがそれはおくとして、マートンにおいて世俗諸侯が彼の説を受け容れないのは、グロステストの主張が「かたくな」であることが理由なのかについては、直江の議論は次のようなものである。「彼の議論の観点は裁判管轄権には無い。或いは教会法、神学上の問題としてすら捉えていない」p. 86 この解釈は、本稿で説明したグロステストの書簡を、直江が参照していないのではないかと思わせる。グロステストはこの書簡において教会法、神学について何度も解説し、それを根拠にローリにマートン法への反対を進めた、それが書簡の語る内容である。

また、グロステストの神学に基づくローリへの警告が、「独善的」「非現実的」という理由で、大会議での議論においては取り入れられなかったとみなすならば、グロステストの思想がこの時期のイングランドの諸侯の会議に対して、あるいは当事者であるローリに対して発せられたことの歴史的意義を、解明することをはじめから放棄することになる。聖俗が同一世界の中で、異なる機能を果たすことによって併存し協働していたという、13世紀前半の西欧における聖俗の併存の意義を理解できなくなる。直江説に対する深尾氏の書評には、「グロステスト(ママ)個人の特異性を強調しすぎると、彼のような非妥協的精神を生み出し、かつそれが政治問題化していく権力構造のあり方を見えにくくするのではないだろうか」、「ここにこそ時代の問題があった」、「グロステストとローリー(ママ)を同列に扱うような表現になってい

書簡24（1235～36年頃）は先の書簡へのローリの回答に対する再論である。大きく分けて3種の主題が論じられている。一つは婚姻準正を認めないいわゆるマートン法への批判であり、二つ目は神の法と人間の法との上下関係を再度強調する内容である。三つ目は聖職に就いていながら世俗権力に奉仕する職を帯びることへの批判である。先の書簡で批判したにも拘らず、ローリが反省も自己批判もしておらず、却って神を蔑ろにする態度を強めていると批判し、信仰を強化するように論じている。

婚姻準正について、「結婚前に出生した子は、その後、両親が結婚しても庶子のままであるという法を補強するために、貴下（ローリ）が（12世紀の）リチャード・ド・ルーシ Luci の議論を引用している」点を問題視し、「その議論は、神の法やカノン法由来の議論に逆らっているかもしれない」と、聖書を引用して（Mk10: 4-5）論難している。神の法と人間の法の関係については次のように述べている。「貴下は余の書簡の目的は旧約聖書由来の議論で王国の法について試し、改善しようとするのですねと書いている」が、「そのようなことは書いていない」と否定し、「法を形成し変化させる権力を持っている人や、そうできる人を説得し得る人と共に、神の法や教会の規制に反する法や慣習を、それらの人々と和解できるように、貴下を説得しようとした」と自説を述べている。「国王や諸侯の助言なしに法を創ったり変更したりできると信じるほど愚かではない」と断り、「余は…国王と王国の救済のために」書簡を送ったのだと述べて、世俗権力が法を創ること自体を否定しているのではなく、人間の仕業が「すべて合法的であるとは限らない」ことを再度強調したのであると注意を喚起する。司教や教会が警告するのは、国王や王国を「侮辱する」ためではなく、「救済のためである」ことを書簡から推測しなさいと繰り返している³³⁾。三つ目の論点については、「貴下が裁判官でもあるという重科を余が耐え忍ぶことは、司教の職務からは遠ざかり、…余から見れば王国にとっても危険であると思われる」、「より大きな司牧の義務を為しなさい」と述べて、ローリ個人を非難するのではないが、聖職者の世俗職就任を牽制した。

書簡113（1245年）は、グロステストがリヨン教皇庁に到着し、教皇から歓迎されたことを、ローリとウスタ司教カンティループ Cantilupe に伝えるだけの内容なので、ここでは内容分析の対象から外す。

書簡25（1235～36年）では、国王家政役人のヒュー・ド・パティシャルが、教皇特免を得て聖職禄を兼有していたが³⁴⁾、さらに多くの聖職禄を取得しようとしていたのを見て、グロステス

るのが気にかかる」（362-3頁）と述べられている。

33) *Letters*, pp. 98-99.

34) ヒューは1234年ピータ・デ・リヴォーが財務府著官職を解任されたのち、その地位を後継した。1240

トはそれを止めるようにと、聖書を引用しつつ警告する書簡を送った³⁵⁾。「羊たちのために余（グロステスト）は命をささげたい。貴下を救いたい。貴下が敵対している神の法の可能性に備えをせよ。教会の法廷で勝訴できるように」と述べていることから、グロステストは、世俗職就任者であっても兼有者である場合、その取り締まりを、救済という概念を使って教会裁治権で実行しようとしていたといえる。

書簡11（1235年3～5月）は、グロステストがリンカン司教に選出された後、聖別されるまでの期間に発給されたとみられる。国王行政役人・裁判官であり、オクスフォード大学の法学マギステルでもあるベレット Belet に対して、不適格者を聖職候補者として推挙することへの批判などがその内容である³⁶⁾。「多くの魂の救済のために余へと推挙された或る修道士 monk は、剃髪していない助祭 deacon で…服装でも振る舞いでも世俗人でというよりむしろ騎士で、…読み書きができなかった」そこでグロステストは次の文面で、彼を推挙した修道士を叱責した。「貴下は、貴下の修道会規律への誓約により…魂の救済のために世俗生活を捨てるよう義務付けられているが、なぜそのような者を救霊職へと推挙するのか」と。これに対して推挙した修道士が警告を無視したので、グロステストはこの書簡でさらなる叱責を行った。「その助祭は上級者に不服従なだけでなく、…神に不服従なのである。」「有罪であると判明したら、…悔悛の意を示さねばならない。」この件でベレットが、グロステストの叱責に逆らう行動をとったのであろう。書簡では「貴下が余に対して不作法で攻撃的である」とベレットを非難し、「余の叱責に対して、…言い訳をすることによってではなく、貴下や正常な判断力を持つ他の人の分別に委ねること」があれば、「余は次のような正当化を貴下に与える」と。そして「余が試みようとしたやり方を邪魔したので、恐るべき最後の審判時に、それらの羊の死の責任を問われることを恐れるべきである」、「どちらを選ぶかは貴下の分別に掛かっている」として、ベレットが教会罰を受ける可能性を示唆して叱責文を締めくくる。

ベレットは俗人であり、この書簡の中で不適格者を推挙した修道士ではないが、その修道院へ土地を寄進したことから、自分の好みのもを教区教会の司祭へと推挙するように、聖職禄

年に退任してコヴェントリ・アンド・リチフィールド司教になった。Carpenter, D., 'The Fall of Hubert de Burgh', *Journal of British Studies*, 19, 1980, pp. 1-17. ヒューが既に取得していた聖職禄については、*Rotuli Roberti Grosseteste*, ed. by Davis, Horncastle, 1914, pp. 193, 194, 317, 356参照。

35) 聖職禄兼有禁止については第3回ラテラン・カウンスル決議第29条。Tanner, N.P. *Decrees of the Ecumenical Councils I, Nicaea to Lateran V, Washington DC. 1990*, 1: 218, 248.

36) ベレットは聖俗の役職に就いた。1201年にはオクスフォードで法学修士 master となり、1224年コベントリ・アンド・リチフィールド司教区財産管理人でもあった。Letters, p. 83n. さらに Chief Butler of the King, 1224. King's clerk, 巡回裁判官などを歴任した。

専有 appropriation を持つ修道院の修道士に働き掛けを行った可能性はある³⁷⁾。彼は法学マギステルであり国王の裁判官でもあったので、グロステストが問題にしたのは、修道院による聖職禄専有の乱用に、世俗裁判官であるベレットが関わったことであろう。司教から、教会罰が下されようと警告された。

書簡84 (1240年頃) は国王の巡回裁判官であるロバート・オブ・レキシントンに宛てられ、リンカンの地方司祭長 rural dean (各大助祭区内の教区教会の司祭のグループの代表) のH氏 (正確な人名は不明) を侮辱した件で、世俗裁判官が聖職者を裁判することの停止を求めている³⁸⁾。侮辱の内容は、H氏が家に入るのを妨げたこと、彼の姪の土地や物を国王の所有権下に置いたことなどである。嫌疑は国王裁判官が絞首刑事件 capital cases の審理を日曜日に執り行う決定を下した際、H氏がこれを非難したことである。カノン法の規定では「絞首刑あたる事件は主の日に審理されてはならない」³⁹⁾と規定されている。それを根拠にグロステストは次のようにレキシントンに依頼している。「この手紙で貴下に尋ね、促し、懇願する、余の親愛な息子として父の愛情を以て、貴下に主の安息日を守り、聖化するように強制する」と。付け加えて「余が聞いていたことが実際に起きていたなら、貴下がそれを修正し、仮令その地方司祭長が貴下に対する間違いを犯していたとしても、貴下は彼を処罰する資格はないということを認識すべきである」と述べ、「何故なら神の法とカノン法は世俗の裁判官がクラークを個人の侵害行為で審判し処罰することを差し止めているからである」と、聖と俗の統轄・分掌関係の論理で、国王裁判官による聖職者の裁判を差し止めようとしている⁴⁰⁾。

クラーク clerk と呼ばれた人々は犯罪行為について、国王裁判ではなく教会の審判を受けることが出来るという特権、いわゆる聖職者特権について、世俗裁判官側は、聖職者が処罰を逃れる方便とみなすが、グロステストは嫌疑を受けた者は裁判を逃れることは出来ず、教会の法廷で裁判を受けるのであるから、処罰逃れではないとみている。その上で、「法授与者である主と母なる教会の神の従順な息子として」の貴下すなわちロバート・オブ・レキシントンに、主に従うようにと命じるという論理構造になっている。

以上が国王の行政役人たち宛の書簡の内容紹介と、そこに読み取れるグロステスト神学によ

37) *ODNB*, Belet, Michael, junior. 彼はアウグスティヌス派の Wroxton priory の創立に関与し、複数の荘園を寄進した。その中にリンカン司教区内の教区教会 Aunsby と Siston も含まれる。

38) Stevenson, *op. cit.*, p. 171に拠れば、この巡回裁判の目的はヘンリ3世の金策のためであったという。なお Matthew Paris, *CM*, iii, pp. 318-83をも参照。

39) *Gratian*, D. 3. c. 1; Alexander III.

40) *Letters*, pp. 285-7.

る国制観の論理構造である。

3 婚姻準正について

1236年の大会議におけるいわゆるマートン法の成立過程が語る要点は次の3点である。第1点は結婚の秘蹟が持つ嫡出決定や両親からの土地を相続する権利に関して、カノン法やローマ法の規定をではなく、イングランドの慣習を優先すると決めたことである。第2点は、聖界諸侯は婚姻準正をイングランドにも当てはめることを主張したが、世俗諸侯がこれに反対して、婚姻準正を認めないという決議を挙げたことであり、国王の主導権でというよりも諸侯の決定が決め手となったという点である。第3点は、1236年はこの原則が決められた年であり、婚姻準正を認めないという方針そのものは1234年10月のウェストミンスタの大会議で既に決めており、マートンではそれを再確認したという点である。マートン法にはこの時期の制度決定における世俗諸侯たちの重要な役割が反映されているとみなされよう。

大陸ではカノン法の規定が受容られて、婚姻準正が原則となっていたにも拘らず、イングランドではそれが拒否されたことの意義は何か。婚姻準正を認めると、結婚前に生まれた男子と、結婚後に生まれた子との間で、父親からの土地を相続する権利争いが生じた時、結婚後に生まれた男子が嫡子として正当な相続権を持つのに対して、結婚前に生まれた子には相続権が認められない。同じ母親からの出生であっても、先に生まれた方（例えば長男）があとに生まれた子（例えば次男）よりも権利が劣ることになる。相続争いが生じる可能性が高い。兄弟間での相続争いの結果、土地が分割相続されると、一人の大諸侯家から二人の中規模諸侯家へと勢力が弱まることが予想される。世俗諸侯にとっては、相続争いを避けたいだけであれば、婚姻準正によって結婚前出生児に相続権を認めても、長子相続制が確立していたならば、その子に相続させれば相続争いの問題は生じない。1236年当時にはイングランドでは長子相続制が確立していなかったということか⁴¹⁾。

のちに諸侯による国制改革運動のリーダーとなるグロスタ伯リチャードが、息子ギルバートと、リュジニャン家のアリスとの結婚を決める際に両家で交わした結婚契約書 marriage settlement が残されている。そこには両者の結婚によって生まれる子だけではなく孫の代に至るまでの、あらゆる相続の可能性が列挙され、誰に相続権があるのかが明記されている⁴²⁾。相続地の分割を避け、伯としての威厳を守る姿勢がはっきりと読み取れる。1236年マートンでは世

41) 『歴史学事典』第10巻、弘文堂、尾形勇編、431頁。

42) 拙稿「グロスタ伯の思惑」『読書会だより』41、京都大学文学部西洋史研究室、2000年、8-10頁。

俗諸侯が一致して、カノン法原則の適用を退けた。大会議に出席する資格を持つ大諸侯の世俗的利害に基づく政治的一体性が見て取れる。

結婚契約を結ばない状態で出生した子には、その子の相続に関する規定はないので、権利争いが起きると、権利が劣るとみなされる。もし両親の結婚後に婚姻準正で嫡子となった男子にも相続権を認めると、その男子の結婚から出生した子（親から見れば孫）に当たる人物の相続権に関する規定がなければ、相続権争いが生じ得る。長子相続制が確立していない状態で、世俗諸侯が避けたかったのはこの危険性ではなからうか。

聖界諸侯の主張は、カノン法の規定をイングランドにも当てはめたいという教皇庁の方針を代弁しているに過ぎないとみなすことも可能であるが、別の理由も考えられる。聖界諸侯でもある司教は一代限りの聖職であり、領地相続の可能性はなく、聖職位に伴う直属封臣としての封はまとまった状態で国王から下封されるので、「分割相続」の可能性は生じない。聖俗諸侯の立場の違いが、マートンでの意見対立の背景にあった。グロステストの主張の根拠は聖書に置かれており、1236年時点でのイングランドの現状には置かれていない。彼が掲げるイングランド古来の慣習とは、長子相続制ではなかったアングロ・サクソン時代のものであり、13世紀とは時代背景が異なる。

ウェストミンスター大会議の開かれた1234年はピータ・デ・ロッシ Peter des Roshes の失脚によって、ようやくヘンリ3世が親政を開始できる状態になった年である。1236年はそのヘンリがプロヴァンス伯の娘エレアノールと結婚した年である。1232～34年のリチャード・マーシャル Richard Marshal の乱を経て、サヴォワ伯家を後ろ盾とする王家と、王家による権力乱用を阻止する方針という共通利害を持つ大諸侯家とが協議し、対立しながら国政を運営していかねばならない状況における決議であったといえる⁴³⁾。

書簡の中でグロステストがローリに対して不満を述べている個所の一つは、国王が令状を司教宛に発行したことである。マートン法にも記されているが、国王は司教に、対象者の出生が結婚の前であるか後であるかを調べて、国王の結果を報告せよと命じている。国王裁判所での婚姻準正の訴訟の審理が行われているときに、手続きの一環として、嫡子であるか否かの判断を、出生が婚姻の前か後かの事実認定によって決定すると規定されているので、国王や世俗大諸侯は、司教をあたかも国王の裁判を手伝う役人であるかの如くに使役していることを、グロステストは問題視している⁴⁴⁾。

43) Carpenter, D, *Henry III, 1216-1258*, 2020, pp. 182-4参照。

44) 1236年マートンでは司教たちは世俗諸侯の主張に同意せず、出生が結婚の前か後かの認証を国王の裁判所に委ねた。直江は世俗裁判所で、結婚、出生を陪審によって認証できる状態になったことを、「意味は大

婚姻準正問題を聖俗両権の対立と協働の関係史の中で説明しているのは、メアリ・チーニー M. Cheney である。ベケット事件の結果、ヘンリ 2 世に対する教皇の批判が強まった結果、ヘンリは1172年に教皇との間でアヴランシの妥協を結んだ。これは「両法廷の意見が異なるときには教会に有利なように決着されるべし」という原則であったが、チーニーに拠ればこののちも国王法廷が教会法廷に下屬したとは言えないという。その論点の一つが嫡庶の決定に関する両権の役割であり、もう一点は相続決定権である。教会が相続人を決定することには国王が反対した。一方司教は嫡庶の決定は婚姻という秘蹟の実行によって決定されるべしとの立場で、決定権を教会法廷に留保することを主張した。しかし国王は相続問題での決定権を世俗法廷にのみ認め、司教には出生が婚姻の前か後かの認証手続きのみを委ねた。チーニーは教会法廷が、土地の相続や所有権問題に関与すると主張した例は見いだされないと述べている。教皇アレクサンダー 3 世の1177年 7 月の教書も、聖職推挙権に関しては、イングランド法を例外として認めたものと解釈している⁴⁵⁾。聖俗の意見は異なっているが、対決していたわけではない。パンティン Pantin, W. A. は婚姻準正問題に就いては事実を述べるだけで、この聖俗間の論争の歴史的意義には言及していない⁴⁶⁾。

最近カーペンター Carpenter, D. は1234年のヘンリの親政開始における1236年の大会議の歴史的意義を評価しているが、マートン法をプロヴィジョンズ（規定）と呼び、12箇条の条項の中の婚姻準正について次のように述べている。「カノン法とイングランド法との対立」、「グロステストが国家に対して発言した」、「ローリに対してイングランド法を教会法に合致させるよう書簡を送った」、それに対してローリがグロステストに対して、「旧約聖書を基準にして法を変えな」と、「イングランド法の判例を根拠に」反論したと。そして大会議では世俗諸侯が、「イングランド法の変更を望まない」という主張を決議して、司教の主張を退けたと解釈している⁴⁷⁾。グロステストが「国家」に対して発言したと見做している点、また世俗諸侯の主張の根拠を「イングランド法」に置いていると解している点は、神学的というよりも歴史学的評価を下

きい」と好意的に評価している。そしてグロステストに「政治的分別が欠けている」、「彼の議論の観点は裁判管轄権にはない。或いは教会法、神学上の問題としてすら捉えていない」と述べている。直江前掲稿、86-88頁。この断定は第 1、2 節述べた書簡の内容と一致するだろうか。司教は政治的分別をするべきだということであろうか。

45) Cheney, Mary, 'The Compromise of Avranches of 1172 and the Spread of Canon Law in England', *Eng. Hist. Rev.*, CCXXII, 1941, pp. 187-190. Bartholomew of Exeter, Roger of Worcester 宛教書, X, iv, 17. 7; *Diceto, Ymagine historiarum*, RS, i, p. 190; *Pipe Rolls*, 30, Hen II, p. 37.

46) Pantin, W.A., 'Grosseteste's Relations with the Papacy and the Crown', in Callus, *Robert Grosseteste, Scholar and Bishop*, Oxford, 1955, p. 204.

47) Carpenter, *op. cit.*, pp. 185-7.

していると解釈出来る。カーペンターは聖界と世俗界を同一平面上において、その境界線をめぐる争いと捉えているのではないか⁴⁸⁾。

婚姻に関する認識は国王と司教との間で全く異なっていた。結婚という秘蹟は聖職者のみが執り行い得るという主張し、嫡子か否かの判断を、出生が婚姻の先か後かで決定するとかの問題を超えて、教権は俗権に警告する立場を維持し、俗権は教権の警告を尊重すべきであると、グロステストは認識している。

4 聖職推挙権と叙任権

ここでは国王や王の家政役人宛のグロステストの書簡によって扱われた論点のうち聖職推挙権について考察する。聖職推挙権 *advowson* に関して1164年のクラレンドン法は、推挙権が世俗権であることを規定している。しかしメアリ・チーニーに拠れば12世紀にはイングランドの司教が、俗人が推挙権を持つという主張に対抗して、教皇庁へと上訴する場合もあり得た。それに対して、同じく12世紀には世俗領主が推挙権に関する問題を国王法廷にではなく、教皇庁へと上訴する事例も見られたという⁴⁹⁾。司教が修道士会へ教区教会の聖職禄専有 *appropriation* を認めた（従って教区教会領からの収入は修道院へ入る）のち、その教会の立つ土地の保有者である俗人領主が、その修道院へ土地を寄進した場合には、教区教会の司祭職の推挙権はその俗人領主に留まるとというのが、イングランドのコモン・ロー法学者の主張である。例えば1173年に始まる St. Albans 修道院の訴訟事例では、教皇はイングランドの慣習に従って、(カノン法からの) 例外を認めると述べた。聖俗権限の管轄任務の違いについての教皇庁の原則とイングランドの慣習とはこの時点では一致していなかった。そのため12世紀末から13世紀初めにかけて、イングランド司教たちは、争われている権利が教会の法廷に属するの否かをめぐって、教皇庁へと上訴した。しかしグロステストの時代までには決着はついていなかった⁵⁰⁾。

聖職推挙権に関して網羅的な研究を表したウッド Wood, S. は次のように述べる。1258年3月14日（つまり諸侯による国制改革運動が開始される直前）国王評議会において、「イングランドにおいて…聖職禄への推挙権 *patronage* 及び聖職への推挙 *presentation* においてはある特別な

48) Hoskin, P., Robert Grosseteste, natural law and Magna Carta: national and universal law in 1253' *International Journal of Regional and local History*, 10: 2, 2015, pp. 120-132. はカーペンター説について、著者と同一結論を下している。at p. 123.

49) Cheney, M., op. cit., pp. 190-193. わが国では苑田亜矢の学位論文「12世紀後半イングランドにおける教会と国家 — 教会保護権・聖職者推挙権を中心として —」九州大学、2000年が、このテーマを論じている。

50) Cheney, op. cit., pp. 191-197.

慣習が観察されている。…あらゆる荘園や特権領はその付属権を含めて…誰かに委託・運営されているが、そのような権利委託 assignment によってその荘園等に設置されている教会へと推挙する権利は、必ず荘園と共に移転する。司教が推挙権と叙任権を持つ場合には、推挙権はその荘園保有権の移動と共に移動する。その際、聖職禄専有権者の修道院長が空位の間は、国王も諸侯も、彼に空位時の荘園の後見権が付属している場合には、その教区教会への推挙権を確保する。しかし叙任権は司教が掌握し続ける。推挙権は移動するが、叙任権は司教が掌握し続ける⁵¹⁾」と記録されていることに関して次のように解説を付けた。司教が荘園とその地の教区教会に対する推挙権と叙任権を併せ持つ場合、それを管理権 custody と称して、教皇がイタリア人などにイングランドの聖職禄を宛がうための教皇叙任の方策に、イングランド司教が対抗するための処置としたと⁵²⁾。ウッドは国王評議会（すなわち大諸侯と国王家政役人）のこの決定を教皇叙任への抗議とみなしたが、しかしこの諸侯の抗議の要点はこの文の別の箇所にあると思われる。「司教は…自己の荘園とその地の教会を譲渡しても、その教会聖職者の推挙権を保ち続けている」ことに対して、世俗諸侯は、司教が荘園を手放したのであれば、荘園付属の推挙権をも手放すべきであると主張しているのではないか。同じ文には司教だけでなく大修道院長も司教と同じことをし続けているという箇所もある。その荘園を司教や修道院へ寄進した世俗諸侯から見れば、司教や大修道院長がそれらの寄進地を手放した場合でも、推挙権を持ち続けるのは、イングランドの慣習に反すると主張しているのであろう⁵³⁾。

世俗諸侯も、教皇によるイングランド聖職禄目当ての叙任には反対した。上記のように司教が権利主張する「管理権 custody」を事実上権利行使している国王も、教皇叙任によって聖職禄がイタリア人の手に渡ることについては、反対した⁵⁴⁾。さらにウッドの指摘に拠れば、イングランド世俗諸侯は1245年リヨン公会議に出席して、教皇に「自分たちの先祖が救霊のために修道院へ土地を寄進したが、修道院は（教皇特免を得て寄進地を譲渡し）世俗諸侯の推挙権を脅

51) *Calendar of Patent Rolls, 1247-58*, pp. 619-20.

52) Wood, S., *English Monasteries and their patrons in the Thirteenth Century*, Oxford, 1955, pp. 87-88, 151-52.

53) グロステストが司教巡察に基づいて、空位となった修道院長の後任者を推挙する権利を行使した事例については次の拙稿を参照。「グロステストの修道院巡察」『関西大学文学論集』74-4、2024年。

54) Wood, *op. cit.*, pp. 88, 151-52. 諸侯が修道院へ寄進した土地の聖職者が死亡した場合に、空位期間中の聖職禄の管理を国王が持つという主張に対して、改革派諸侯たちはそれでは諸侯のもつ推挙権が国王の許可なしには行使できないとして、1258年5月の「バロンの請願 petitions of the Barons」第11条において改善を求めた。Documents of Baronial Movement, (DBM hereater) pp. 82-83. 司教、教皇、国王、諸侯の要求は1245～58年時点では対立していた。Powicke, F.M., *King Henry III and the Lord Edward*, 1946, pp. 354-7, 718.

かしている」と抗議したという⁵⁵⁾。この抗議は上記の1258年の例と符合する⁵⁶⁾。これらの事から、世俗領主から修道院への保有地の寄進、その地の教区教会聖職への推挙権、聖職禄専有権者の空位期の国王によるその聖職禄の管理権などの問題については、グロステストの司教在任期には顕在化していることが分かる。世俗諸侯は聖界諸侯すなわち司教や大修道院長が、聖職推挙権を行使して、世俗諸侯の持つ推挙権の行使による利益（身内を推挙し、聖職禄収入を私する権益）取得機会が失われることについて、国王評議会において抗議した。さらに司教が聖職の空位期に聖職禄を管理する custody 権利の行使にも反対している。その後、1258年5月にはその権利を国王が行使することにも改善を求めた⁵⁷⁾。

世俗諸侯は推挙権を土地保有権の一部すなわち物権とみなして、コモン・ロー手続きによって取引されるべきものとみなしていた。教皇や司教は寄進された土地や権利は神のものであり、俗人の手を離れたものとして、イングランド王国の法や慣習の手続きから離れるとみなしていたことが分かる⁵⁸⁾。俗人は司教の推挙権行使を教権による世俗利益への侵害とみなすが、神の代理人としての司教は、寄進された財産を司牧のために用いる責任があると見ていた。聖職者と俗人とが同じ法手続きの中で権利の優劣を争っているのではなく、神のものと人のものとは次元が異なるというのが、グロステストを始め聖職者たちの認識であった。

グロステストがローリ宛書簡において批判している論点の一つは、聖職者が世俗裁判官職に就くことの是非をめぐるローリの主張である。パンティンは、グロステストが、聖職者が巡回裁判官などの世俗職に任じられることに対して警告を発していることを、司教と国王の関係をめぐる論点の一つと解している。グロステストは王国住民をカトリック信徒と捉えて、彼らを統治する世俗権力の統治行為は、聖職者の信徒に対する司牧の一環と見做しており、統治に協力すること自体をすべて排除しているわけでは無かったと解釈している⁵⁹⁾。また俗人による聖職推挙権行使に関しても、グロステストは推挙権自体を否定はせず、その行使にも寛容であったと解し得る⁶⁰⁾。従ってグロステストは聖俗裁判権の対立を国家と教会の関係で捉え、司教宛の国王令状は教会裁判権への俗権の介入として抗議しているものと理解するのがパンティン説であ

55) *CM*, iv, pp. 441-2.

56) Wood., *op. cit.*, p. 166.

57) *DBM*, pp. 82-83.

58) Donahue, Ch., 'The Ecclesiastical Courts: Introduction', in Helmholz, Donahue and Pennington ed., *The History of Courts and Procedure in Medieval Canon Law*, The Catholic University of America, Washington D.C., 2016, pp. 247-296, at pp. 268-272.

59) Pantin, *op. cit.*, pp. 181-2, 「国王は神の代理人として、法に従って統治すべき」p. 190.

60) *Ibid.*, pp. 194-6.

る⁶¹⁾。

これに関してターナー R. Turner が独自の解釈を述べている。聖職者が聖務を果たさず、世俗行政司法職に就くことは、12世紀にはカノン法で認められていた。教会は聖俗の区別をしながら、世俗行政の能率向上に尽くすという口実で聖職者の世俗事への従事を認めていた⁶²⁾。しかしイングランドでは1138年ロンドン教会会議で、聖職者が俗人のステュワードや収税人になることを禁じた。1175年にはウェストミンスター教会会議で、聖職者が流血裁判に関わることを禁じた。第4回ラテラン公会議の後、1222年オクスフォード教会会議で司教たちは大陸での決議をイングランドに導入することを決議し、各司教区でスタテュートを作成した。グロステストもリンカン司教区会議 Synod で、司教ヒュー Hugh of Wells の前例に従って、statutes や constitutions を作成した。エドモンド大司教宛書簡72*において、国王令状を引用しつつ、俗権による聖界裁判権への介入を司牧への障害として批判した。ターナーはしかしグロステストの主張は、聖俗裁判権をめぐる対立を彼の主張する方向へと改善することは出来なかったと述べている⁶³⁾。

ここで注意しなければならないのは、ターナーの議論が、聖俗裁判権を同一平面上の境界線争いとは見做していないという点であろう。教皇庁やカノン法は「死刑判決文は俗人裁判官に書かせよ。聖職者には書かせるな」を原則としたと彼は述べている。婚姻準正や聖職推挙権をめぐる国王や世俗諸侯のこのような認識を改めさせるために、グロステストは両剣論を使っている。神が聖職者に二振りの剣を委ね、聖職者はそのうち物質的剣を世俗権力者に委ねたという認識で両剣論を理解し、世俗権力者が聖職者に対して命令を下すとか使役するという行為は、神の秩序に反すると断じている。国王裁判官が死刑判決を下し得るのは、王は神が与えた二振りの剣のうち物質的剣を公共の平和を維持する目的で委ねられた（教会特権を守るべく塗油された）という、司教側の認識からであったという解釈である⁶⁴⁾。

グロステストから王妃エレアノール宛書簡において、王ヘンリが国王裁判官ローリに司教位を与えようとする意図を批判し、王妃からヘンリに働きかけて思い止まらせようとした。ヘンリの意図は、ローリを司教にして自己の俗権を拡大することであったと解してよいのか。実際にはグロステストはローリの司教着任を認め、ローリは1250年の死までウィンチェスタ司教を

61) Ibid., pp. 200-1. 「教会を国家の下に置くな」というグロステストの主張。Ibid., p. 207. パウイクはこれを「理想主義」とみなす。

62) Turner, R., 'Clerical Judges in English Secular Courts', *Medievalia et Humanistica*, 3, 1972, pp. 76-78.

63) op. cit., p. 83.

64) op. cit., pp. 87-89.

務めた。或いは書簡102において述べられているように、ヘンリがバードニー修道院の前院長を復位させようとしたのは、司教による解任や、司教の推挙権を否認するためであったのか。ヘンリの意図を正確に知る史料はないが、実際には復位はならなかった。これらの例に聖俗両権の対立を読み取り得るとは言えないであろう。両者とも譲歩し得た。

これまでのイングランド法制史研究を総括するために書かれた、ヘルムホルツ Helmholz, R. の『オクスフォード・イングランド法史』第1巻「カノン法と教会裁判権」は、聖俗裁判権の管轄問題について次のように述べている。1164年のいわゆるクラレンドン法 Constitutions of Clarendon は「先祖の時代の慣習といわれた箇条の成文化」であり、中心論点は「クリミナス・クラーク（世俗的犯罪を犯した聖職者）の処罰権を俗権が掌握する」といい国王の主張の是非をめぐめるものであって、司教たちも大半の条文には賛成していたと。また国王ヘンリ2世が教皇に承認を求めたところ、教皇は「教会特権への侵害」と「カノン法への違反」という理由でヘンリを非難した *condemn* と。ヘルムホルツはクラレンドン法は「よく考え抜かれた策」であり、「教会裁判権と国王裁判権の境界を定め」、「曖昧であった点を明確にした」と肯定的に評価している。

彼が司教と国王との間の論争点をみなしているのは、第1条、聖職推挙権 *advowson* を国王裁判所が管轄することという規定と、第16条、宣誓を伴う金銭貸借契約の裁判権は国王裁判所の管轄とするという規定の二つである。そして、ヘンリの立法の目的は「教会法廷手続きの制限を新設」して、「教権による俗権侵害を阻止する」ことであった（第4, 5, 6, 7, 8, 12条）と結論している。いかにも法手続き、技術論として説明しようとしている。

しかし同時に彼は、これらの条文に対して教皇アレクサンダー3世が「教皇の至上権を奪う」ものと見做して許可しなかった、と解している。とすればヘンリは12世紀最後の四半期におけるカトリックの普遍的な法 *jus commune* に対して、普遍法から逸脱する規定を、イングランド独自の法を現地諸侯の合意の上に立って、新設したと読める。その意味で歴史的な「策」であり、教会裁判権と国王裁判権の境界線をめぐる超時代的な紛争では無いことを、ヘルムホルツ自身が指摘していることになる。ベケット事件に起因する1172年のアヴランシの妥協⁶⁵⁾が、表面的にせよヘンリ2世の政策意図を抑圧するものであったこと、或いは1208年のイノセント3世によるイングランドへの聖務停止令の発令は、教権と俗権の裁判権の位置づけをめぐる意見の相違が、決着していなかったことを示す例といえよう⁶⁶⁾。

65) アヴランシの妥協については、M. チェニーの論文（注42参照）と、苑田亜矢の学位論文を参照した。

66) Helmholz, R.H., *The Oxford History of the Laws of England*, vol. 1, pp. 114-117.

結論 司牧と国政

ターナー論文の副題は「理想対現実」とされており、論文中で著者はグロステストの理想は13世紀イングランドの現実の前に実現しなかったと解釈している⁶⁷⁾。『司教と改革』でラングとギブズはほぼ同じ趣旨の結論を導いている⁶⁸⁾。パウイクはグロステストを理想主義者と規定している⁶⁹⁾。これらの論者の議論と結論はその後の研究者に大きな影響を与えてきた。しかしこの解釈はこれまで述べてきた本稿の実証や歴史像とはかみ合わない。本稿で見たようにグロステストは自説を受け入れるよう述べるだけでなく、書簡125においてはヘンリに宛てて、自分の文字遣いを訂正すると申し入れている。また1253年の大会議におけるグロステストとヘンリのやり取りから、ヘンリがグロステストに要求を述べさせ、そうすれば全て叶えると約束した事例をもとに、拙稿では両者の友好関係を結論した⁷⁰⁾。

本稿で検討したグロステストのヘンリやローリ宛書簡が語る歴史像は、グロステストが一方的に理想を述べ、ヘンリやローリがその理想に反対して世俗的利害を追求し続けて、グロステストの警告や忠告を全く拒否したことを示していると言えるだろうか。グロステストは神の教えを俗人信徒に伝え司牧する聖職者として、信仰を維持するための存在意義を世俗権力者たちに認識させ、その存在を守護するよう主張した。それを受けてヘンリ3世は自分がキリスト教国王であることを認識し、秘蹟を守り、聖人崇拜のための儀式を執り行うだけでなく、聖職者の主張を受け容れ、彼らの存在を守護すると約束した。世俗裁判権の範囲内で住民を統治し、カトリック信仰を維持するための教会の制度を、コモン・ローの守備範囲内で守ろうとしていた。聖俗は異なる役割を果たしながら、相互に協力して平和を維持する務めを果たそうとしていた。聖職推挙権、修道院への土地寄進をめぐる議論はエドワード1世時代に「死手法」として、聖か俗かの一方的勝敗ではなく、相応の任務を負担することで、一応の決着を見た。グロステストとヘンリは平和を維持し、信仰を普及する役割を担い協働する点で一致していた。

ヴァイラー Weiler, B. がリンカン司教の聖ヒューと国王ヘンリ2世との友好関係を実証し、ヘンリ2世は聖ヒューを封臣とみなして、封を付与する見返りを要求したが、それは学問知識であり行政職であったと述べる。ヒューは反対し、両者は対立したが、ヘンリは雅量を示して処罰しなかった。1216年以後ヘンリ3世も、アンジュー家当主として祖父と同じスタンスで聖職

67) Turner, op. cit., pp. 92-3.

68) Gibbs, M., and Lang, J., *Bishops and Reform 1215-1272*, Oxford, 1932, pp. 174-79.

69) Powicke, *King Henry III*, p. 287.

70) 拙稿「1253年グロステストの *Gravamina*」『関西大学文学論集』69-4、2020年。

者に接した、とヴァイラーは述べている⁷¹⁾。

本稿では「国政」という用語を使用してきた。学界における慣例に従っての措置である。しかし13世紀イングランドヘンリ3世治世においては、権力は分散状態で、聖俗諸侯の特権や都市の自治が「公権力」の一部を行使しており、国王が全ての公権力を行使し得ていたわけではない。国家公権力にあたるものが存在せず、王の私権が公的権力を代行していた時代なので、厳密には「国政」ではなく、「王政」と記述した方がよいと思われる。

司教を始め聖職者の世俗信徒に対する主たる任務は、管区行政や「国政」への関与ではない。それが司牧であることは、司教だけでなく国王も諸侯も認識していた。

カトリック信仰が、イノセント3世時代の西欧において、俗界の平和維持機能を果たす信徒間の共通項として有効であった実情を、グロステスト時代の司牧とヘンリ3世による行政との関係が示している。

【付記】

本稿作成に当たり、熊本大学法学部苑田亜矢教授に学位論文の閲覧の便宜を図って頂きました。記して御礼を申し上げます。

本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）21K00931による研究成果の一部である。

71) Weiler, B., 'Bishops and Kings in England, c1066-c.1215', in *Religion und Politik im Mittelalter, Deutschland und England im Vergleich*, ed. Korntgen, L. und Wassebhoven, D., 2013, Berlin, pp. 157-204.